

【報告書裏面】

【共通項目】

【注1】		【注2】		【注3】		【注4】			
取引種類		取引年月		報告者コード		勘定区分（信託勘定保有銀行等）			
コード	定義	YYYYMM	西暦年月 (6桁)	コード	定義	コード	定義		
40	居住者の担保金の差入			(5桁)	日本銀行が 通知する 5桁コード	00	銀行勘定		
42	居住者の担保金の受入					10	信託勘定	<ブランク>	信託勘定を保有しない報告者

【明細項目】

【注5】		【注6】			
非居住者投資家の所在国又は地域		取引金額			
		月中スタート	月中エンド	月末残高	【注7】
コード	定義	居住者の担保金の差入額 居住者の担保金の受入額	居住者の担保金の回収額 居住者の担保金の返戻額		原通貨コード
(3桁)	本省令別表第2に 定める国又は地域 番号				コード
					(3桁) <下表参照>

【注7】									
通貨名称	コード	通貨名称	コード	通貨名称	コード	通貨名称	コード	通貨名称	コード
日本円	101	イラン・リアル	117	シンガポール・ドル	133	バーレーン・ディナール	149	モロッコ・ディルハム	165
アメリカ・ドル	102	インド・ルピー	118	新台湾ドル	134	パプアニューギニア・キナ	150	ルクセンブルク・フラン	166
ベルギー・フラン	103	インドネシア・ルピア	119	スペイン・ペセタ	135	バングラデシュ・タカ	151	ルーマニア・レイ	167
カナダ・ドル	104	バヌアツ・バツ	120	スリランカ・ルピー	136	フィジー・ドル	152	ロシア・ルーブル	168
中国元	105	ベネズエラ・ボリーバル	121	スロバキア・コルナ	137	フィリピン・ペソ	153	ECU	169
フランス・フラン	106	オーストラリア・ドル	122	セーシェル・ルピー	138	フィンランド・マルカ	154	SDR	170
ドイツ・マルク	107	オーストリア・シリング	123	タイ・バーツ	139	ブラジル・レアル	155	ユーロ	171
イタリア・リラ	108	オマーン・リアル	124	タヒチ・パシフィック・フラン	140	ブルネイ・ドル	156	チリ・ペソ	172
オランダ・ギルダー	109	カタール・リアル	125	チェコ・コルナ	141	ペルー・ヌエボ・ソル	157	ハンガリー・フォリント	173
スウェーデン・クローネ	110	韓国ウォン	126	デンマーク・クローネ	142	ポルトガル・エスクード	158	ポーランド・ズロチ	174
スイス・フラン	111	ギリシャ・ドラクマ	127	トリニダード・トバゴ・ドル	143	香港ドル	159	ルワンダ・フラン	175
スターリング・ポンド	112	クウェート・ディナール	128	トルコ・リラ	144	マレーシア・リンギット	160	イスラエル・シェケル	176
アイルランド・ポンド	113	ケニア・シリング	129	ナイジェリア・ナイラ	145	南アフリカ・ラント	161	カンボジア・リエル	177
アラブ首長国連邦ディルハム	114	コロンビア・ペソ	130	ニュージーランド・ドル	146	ミャンマー・チャット	162	ベトナム・ドン	178
アルゼンチン・ペソ	115	サウジアラビア・リアル	131	ノルウェー・クローネ	147	メキシコ・ペソ	163	ラオス・キップ	179
イラク・ディナール	116	ヨルダン・ディナール	132	パキスタン・ルピー	148	モーリシャス・ルピー	164	その他	999

- 【注1】 取引種類 居住者の担保金の差入を「40」、居住者の担保金の受入を「42」として記入すること。
- 【注2】 取引年月 年表示は西暦（4桁）で記入し、月表示は「01」から「12」として記入すること（報告年月日の記入も同じ。）。
- 【注3】 報告者コード 日本銀行（国際局）が通知する5桁コードを記入すること。
- 【注4】 勘定区分 信託勘定を保有する銀行等における銀行勘定を「00」、同信託勘定を「10」として記入すること（信託勘定を保有しない報告者はブランク）。
- 【注5】 非居住者投資家の所在国又は地域 当該取引の相手方の所在国又は地域を本省令別表第2に定める国又は地域番号により記入すること。
- 【注6】 取引金額 外貨に係る報告については米ドルに換算のうえ百万米ドル単位で、円貨に係る報告については億円単位で記入すること（単位未満四捨五入）。
- 【注7】 原通貨コード 当該担保金の原通貨コードをコード表に従い記入すること。

(注) 本報告書の提出に際しては、この裏面を転写することは要しない。

「証券の貸借担保金の取引状況報告書」記入の手引
(直近改訂時点：2024年12月)

1. 報告を要する者

- (1) 外為令第11条の2第5項第11号に規定する特別国際金融取引勘定承認金融機関（以下「承認金融機関」という）
- (2) 外為令第18条の7第2項第2号ト又はチに規定する外国為替業務（注1）に係る取引又は行為の月中の合計額が100億円に相当する額を超える者のうち、銀行等、金融商品取引業者、保険会社、投資信託委託会社、資産運用会社、証券金融会社又は短資業者（いずれも承認金融機関を除く）
- (3) 外為令第18条の7第2項第2号ト又はチに規定する外国為替業務（注1）に係る取引又は行為の月中の合計額が100億円に相当する額を超える者に準ずる者として同項第3号の規定により財務大臣が指定した銀行等、金融商品取引業者、保険会社、投資信託委託会社、資産運用会社、証券金融会社又は短資業者（いずれも承認金融機関を除く）
 - (2)、(3)の基準金額は、一般売買、条件付売買、貸借取引の合計額。
 - (注1) ト．証券の売買（本邦通貨を対価とする居住者間の売買を除く）
チ．居住者による非居住者からの証券の取得又は居住者による非居住者に対する証券の譲渡に係る媒介、取次ぎ又は代理
 - (注2) 「短資業者」は、金融商品取引法施行令第1条の9第5号において「主としてコール資金の貸付け又はその貸借の媒介を業として行う者」と定義される同法上の登録金融機関。

2. 報告の根拠となる法令条文

- (1) 報告省令第14条第1項第10号、同第14条の2第1項第6号、第14条の3第1項第8号
(1. (1)に該当する者)
- (2) 報告省令第22条第1項第3号 (1. (2)に該当する者)
- (3) 報告省令第22条第2項第3号 (1. (3)に該当する者)

3. 報告書の提出先と照会先

- (1) 提出先：東京都中央区日本橋本石町2-1-1
日本銀行国際局国際収支課国際収支統計グループ 62番窓口
(郵送の場合の宛先：〒103-8660 日本郵便株式会社にほんばし蔵前郵便局私書箱30号
日本銀行国際局国際収支課国際収支統計グループ)
- (2) 本報告書に関する照会先：外為法の報告書に関する照会先一覧を参照

4. 報告書に計上する期間

- (1) 1. (1)又は(3)に該当する者：毎月中(1日～月末日)
- (2) 1. (2)に該当する者：外為令第18条の7第2項第2号ト又はチに規定する外国為替業務に係る取引又は行為の月中の合計額が100億円に相当する額を超えた月の翌月中(1日～月末日)

5. 報告書の提出期限

- 翌月15日まで。
- 提出期限が休日（日本銀行の営業日以外の日をいう。以下同じ）の場合は、休日の前日まで。なお、郵送の場合は期限までに必着とする。

6. 提出部数

1部

7. 報告書に記入する金額単位と使用する換算レート

- (1) 金額単位： 外貨は百万米ドル単位、円貨は億円単位(単位未満四捨五入)
 (2) 米ドル以外の外国通貨を米ドルに換算する場合のレート： 報告省令レート

8. 報告の対象

非居住者との間の証券貸借取引（消費貸借取引、海外にある本支店との取引も対象）に係る現金担保金の受払状況を記入すること。なお、本邦に所在する銀行等又は金融商品取引業者を経由して行なった担保金の取引の場合、経由となる取引の依頼を受けた銀行等又は金融取引業者は当該取引を含めて報告するが、経由取引を依頼した報告者は当該取引を除いて報告すること。

- 報告者に寄託されている証券（保護預り分）を対象とした非居住者との間の証券貸借取引に係る担保金を含む。
 —— 報告月中に担保金の受払の実績がない場合でも、取引残高がある場合は残高の報告が必要なので注意すること。

9. 記入の方法と留意点

(1) 全般

イ. 「報告年月日」欄

西暦とすること。日付は日本銀行国際局国際収支課国際収支統計グループに提出する日（郵送の場合は発送日）とすること。

ロ. 「報告者の区分」欄

1. 銀行	業務として預金の受入又は為替取引を行うことができる次に掲げる金融機関が該当する。ただし、信託業務を兼営するものについては、信託勘定における取引を「2. その他金融機関」に分類すること。 (1) 銀行（日本銀行を除く） (2) 協同組織金融機関 (3) 公的金融法人（国民経済計算における公的金融機関） (4) その他法律に基づいて設立される金融機関
2. その他金融機関	金融商品取引業者、生命保険会社、損害保険会社、投資信託委託会社、資産運用会社、信託業務を兼営する場合の信託勘定における取引、貸金業者、私的年金基金、資産の流動化に関する法律に基づき設立された特定目的会社等の特別目的会社及びその他法律に基づいて設立される業務として預金の受入又は為替取引を行わない金融機関（投資法人等）が該当する。
5. その他	上記1.、2.のほか、一般政府、中央銀行に該当しない者。例えば、一般事業法人、特殊法人や独立行政法人の一部、特定非営利活動法人、学校法人、宗教法人、個人が該当する。

ハ. 「責任者の氏名」欄

報告の提出について授権された責任者（報告者の内部規定に基づき選定）。責任者の選定にあたり肩書は問わない。押印は不要。

ニ. 「担当者の氏名（電話番号）」欄

- (イ) 担当者は、報告書に関する照会に対応できる者（複数でも可）を記入すること。
 (ロ) 電話番号はできるだけ直通番号を記入すること。代表番号の場合は、内線番号・担当部署名を補記すること。

(2) 共通項目

イ. 「取引種類」欄

報告者（居住者）による担保金の差入（40）と受入（42）に区分して記入すること。

ロ. 「取引年月」欄

報告対象年月を西暦（6桁 YYYYMM）で記入すること。

ハ. 「報告者コード」欄

日本銀行が通知する5桁のコード番号を記入すること。なお、信託業務を兼営する銀行等は、銀行勘定分（00）と信託勘定分（10）を別葉で作成し勘定区分を明記すること。

—— 信託勘定の報告は、個別勘定毎に区分せず全ての信託勘定を合算のうえ一括して報告すること。

(3) 明細項目

イ. 「非居住者投資家の所在国又は地域」欄

（イ）担保金の取引の相手方（非居住者）の所在国又は地域を報告省令別表第2に定める国又は地域番号により記入すること。

—— 例えば米国籍企業のロンドン支店との取引は英国として報告すること。

—— 報告省令別表第2には「ユーロ」は地域として指定されていないので、個別の国名に該当するコードを記入すること。

（ロ）貸借取引の相手方（契約の当事者）が三者以上に亘る場合には、最終的な債権者又は債務者の所在国又は地域により区分すること。

ロ. 「取引金額」欄

（イ）証券貸借取引に係る現金担保金の受払状況を記入すること。

「月中スタート」欄

担保金の差入および受入額。

「月中エンド」欄

担保金の回収および返戻額。

「月末残高」欄

担保金の差入残高および受入残高。

—— なお、レポレート（付利金利－貸借料）相当分は、記入しないこと。

（ロ）マージンコールの発生により受払された担保金額は、月中スタート又は月中エンドに含めて記入し、月末残高にもこれを反映させること（例：居住者が、証券の貸出および担保金の受入を行っているケースで、取引期間において居住者（証券の貸手）がマージンコールの発生により担保金を払い出した場合は、これを月中エンドに含めて記入し、同期間内に担保金を受入れた場合は、これを月中スタートに含めて記入する。また、月末残高にもこれらを反映させる）。ただし、マージンコールに対して債券を差し入れる場合には、報告不要。

（ハ）現金担保付証券貸借取引において、取引期間終了時に証券の受渡をせず、担保金で決済する（アウトライトで売切る/買切る）場合にも、月中エンドに含めて記入し、月末残高にも反映させること。

ハ. 「原通貨コード」欄

担保金の原通貨コードをコード表に従い記入すること。

(4) その他

- イ. 記入欄が不足する場合は、本様式を用い次葉として報告すること（共通項目の記入を省略しないこと）。月中スタート、月中エンド、月末残高の全てについて該当する取引がない場合には、本報告書の提出を要しない。なお、報告単位金額に満たない金額の取引や残高がある場合には、「0」と記入のうえ報告すること。